

流通関係

- ・「大規模小売店舗立地法第4条に係る指針」の見直し時期の前倒し・・・・・・・・ 83
- ・大規模小売店舗立地法施行規則の見直し(開店時刻・閉店時刻の変更の取扱い)・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
- ・大規模小売店舗立地法の適正運用(上乗せ規制の排除)・・・・・・・・ 85
- ・大規模小売店舗立地法の施行規則の見直し(届出書類・添付書類の簡素化)・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- ・大規模小売店舗立地法施行規則の弾力的運用(説明会の広告方法としての日刊紙への折り込みチラシの容認)・・・・・・・・ 87
- ・「大規模小売店舗立地法第4条に係る指針」の弾圧的な運用・・・・・・・・ 88

- ・大規模小売店舗立地法の見直し(当該大規模小売店において小売業を行う者の氏名等の届出について)・・・・・・・・ 89
- ・信用販売に係る分割払手数料徴収指導の廃止・・・・・・・・ 90
- ・第4条(指針)の早期見直し・・・・・・・・ 91
- ・大店立地法関連・変更届出に伴う添付書類の簡素化・・・・・・・・ 92
- ・大店立地法・リース駐車場の契約解除による駐車台数減少の場合について・・・・・・・・ 93
- ・繊維製品の輸入関税の見直し・・・・・・・・ 94
- ・水産物輸入割当制度の撤廃・・・・・・・・ 95
- ・中小企業等協同組合法に規定されている員外利用制限の撤廃・・・・・・・・ 96
- ・特定商取引に関する法律第34条で規定されている禁止行為の適用除外・・・・・・・・ 97

エネルギー関係

- ・原子力発電所における安全基準の高度化・・・・・・・・ 98
- ・原子力発電所内火力技術準用設備の規制緩和・・・・・・・・ 99
- ・原子燃料物質等の輸送容器に関する許認可手続きの合理化・・・・・・・・ 100
- ・六ふっ化ウラン用輸送容器のペアリング規定緩和・・・・・・・・ 101
- ・小出力発電設備となる出力範囲及び対象を拡大・・・・・・・・ 102
- ・燃料電池発電設備の小出力発電設備扱い・・・・・・・・ 103
- ・兄弟会社間の電力特定供給・・・・・・・・ 104
- ・特定電気事業制度の一層の活用・・・・・・・・ 105
- ・ガス体エネルギー産業の公正・透明な競争環境の整備・・・・・・・・ 106
- ・ハイサルファーC重油の関税の見直し・・・・・・・・ 107
- ・ハイサルファーC重油の備蓄義務の見直し・・・・・・・・ 108
- ・定期自主検査における管点検の省略・・・・・・・・ 109
- ・ボイラー法定定期自主検査周期延長申請に係る審査の簡素化・・・・・・・・ 110
- ・火力発電所の定期自主検査の時期変更承認期間の延長・・・・・・・・ 111
- ・電気工作物の設置工事に係る一部使用確認の省略・・・・・・・・ 112
- ・発電機冷却用等水素ガス等設備への電気事業法の適用・・・・・・・・ 113

・ 液化ガス設備を電気事業法管理に切り替える際の手続きの簡略化	114
・ 電気事業法適用高圧ガス設備での高圧ガス保安法適合品の使用	115
・ 外燃型ガスタービンの定期自主検査の廃止	116
・ 内燃型ガスタービンの定期自主検査と安全管理審査の廃止	117
・ 個別安全管理審査受審資料の簡素化	118
・ 溶接自主検査に対する安全管理審査制度の見直し	119
・ 溶接方法に関する各種法令の整合性確保	120
・ 維持流量発電所の総合資源エネルギー調査会の審議対象から除外	121
・ 火力発電の立地に係る環境影響評価手続の簡素化	122
・ 特別架空送電線路と近接する線下建造物の定義の見直し	123
・ 電気主任技術者の不選任承認制度	124
・ 電気主任技術者免状交付に必要な実務経験の電圧レベル引き下げ	125
・ 第2種電気主任技術者の監督範囲の拡大	126
・ エネルギー管理者数選任数の見直し	127
・ 第1種エネルギー管理指定工場定期報告書の電子化および一本化	128
・ 電圧6,000ボルトまでの自由化の早急な実施	129
・ 自家用発電電力に係る有効活用策の緩和・拡大	130
・ 規制改革プロセスと競争政策	131
・ 規制改革プロセスと競争政策	132
・ 規制改革プロセスと競争政策	133
・ 送電インフラ設備の新規建設	134
・ 天然ガス分野	135
・ 天然ガス分野	136
・ 天然ガス分野	137
・ 天然ガス分野	138
・ 独立した規制機関の設置	139
・ 送電網へのアクセスと透明性	140
・ 競争力ある発電所の新規参入	141
・ 店舗の運営に係る規制緩和について（電気ガス料金の 一層割引要望）	142
・ 電力供給規定の緩和について	143
・ 圧力差発電システムに関する規制緩和等について	144
・ クリーンエネルギー自動車普及事業の対象車両除外規定の見直し	145

分野	流通関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	「大規模小売店舗立地法第4条に係る指針」の見直し時期の前倒し		
意見・要望等の内容	「指針」については、規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）では、「実施状況を踏まえ、施行後5年以内に適時適切に指針の見直しを行う」とされているが、社会経済情勢の変化に対応した規制の見直しを行う観点から、見直し時期を前倒しし、早急に運用状況等の調査・検討を開始し、法施行後3年以内（平成15年6月1日まで）に指針を改訂し、基準値等をより実態に則し、且つ経済的に許容可能な水準とすべきである。		
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律。		
計画等における記載の状況	大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申（平成11年5月）を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内（平成17年6月1日まで）に必要な見直しを行うこととしているが、既に策定後2年以上、法施行後1年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行うこととしている。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明)			
<p>大店立地法の「指針」については、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議において、パブリックコメントを実施し、広く国民各層の意見を聴取する等、様々な角度から慎重に審議を重ねた結果策定された原案を踏まえ制定したものである。さらに、同原案の答申の際、併せて「将来における知見の深まりや社会的要請の質・量の変化に応じて見直すことは重要であり、実際の運用を通じた技術的な蓄積も踏まえ、遅くとも5年以内に見直しを行うことが適当」とされている。</p> <p>さらに、規制改革推進3か年計画（平成14年3月閣議決定）では、同指針について、「平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行うこと」とされており、経済産業省としてもこれを尊重し、必要に応じて見直しを図ってまいりたい。</p> <p>なお、大店立地法の運用は都道府県に委ねられているが、国としては法が適正に運用されるよう、今般の規制緩和と要望も踏まえ、引き続き都道府県の運用を注視してまいりたい。</p> <p>このため、経済本省および各経済局に設置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課		

分野	流通関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	大規模小売店舗立地法施行規則の見直し（開店時刻・閉店時刻の変更の取扱い）			
意見・要望等の内容	開店時刻の繰り下げや閉店時刻の繰り上げを行う場合に加え、一定時間内の開店時刻の繰り上げや閉店時刻の繰り下げについては、変更届出を不要とすべきである。			
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管		
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）		
（説明） 開店時刻の繰り上げや閉店時刻の繰り下げが、周辺的生活環境に与える影響は地域によって異なるため、現時点で一律に届出を不要とすることは適当ではないと考える。ただし、都道府県において、当該変更が実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと判断されるときには、説明会を店舗の敷地内の掲示によって行うなど軽微な手続きを認めることができることとなっている。				
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課			

分野	流通関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	大規模小売店舗立地法の適正運用（上乘せ規制の排除）		
意見・要望等の内容	<p>大規模小売店舗立地法に規定する「地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする」旨が地方公共団体において徹底されるよう、本省・通産局の相談窓口の充実・強化を図り引き続き適正運用の徹底を図ると共に、既存の商業調整を目的とする条例・要綱等が残置されていないかを確認し、必要に応じ、指導・勧告等の適切な処置が講じられることを要望する。</p> <p>なお、多数の自治体において、一定規模以上の大規模建築物を設置しようとする場合、駐車場や廃棄物処理施設等について、事前協議が義務づけられている。これらの協議内容が大規模小売店舗立地法に基づく協議と重複するため、事業者にとっては負担が大きい。担当部局において、省略・一本化できる部分がないか全般的に見直す等、極力簡素化してほしい。</p>		
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律。		
計画等における記載の状況	大規模小売店舗立地法第13条の趣旨（地方公共団体の施策における本法の趣旨の尊重）の周知徹底を図るため、「大店立地法相談室」の業務の充実を図る。また、地方公共団体による同法の運用について、必要に応じて、法の解釈を示すとともに、第13条の趣旨に反する事例が生じた場合には、地方自治法に基づいて技術的助言・勧告を行う。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	
<p>（説明）</p> <p>地方公共団体が地域の実情に応じて、生活環境の保持の観点から必要な施策を講じる際には、小売業を行うための店舗についての地域的な需給状況を勘案してはならないのはもとより、いわゆる「上乘せ」規制などの本法の趣旨に反した規制を行うことはできず、この旨法第13条にも明記されている。</p> <p>また、協議の方法については、各都道府県が大店立地法の運用に必要な範囲で、定めているものと認識している。</p> <p>国としては法が適正に運用されるよう、引き続き都道府県の運用を注視してまいりたい。</p> <p>このため、経済本省および各経済局に設置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課		

分 野	流通関係		意見・要望提出者	経済団体連合会
項 目	大規模小売店舗立地法の施行規則の見直し（届出書類・添付書類の簡素化）			
意見・要望等の内容	<p>届出書類の部数に関しては、旧大店法のように「写しの提出」の規定を施行規則に設け、合理的な範囲に限定すべきである。内容上の運用を都道府県に委ねるとしても、形式上の問題については、行政手続きの公正・透明性確保の観点から規定すべきである。</p> <p>また、添付書類の問題については、本省・各地方局に設けられている窓口等において、引き続き適切な措置が講じられることを要望する。</p>			
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管		
制度の概要	<p>大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律。</p>			
計画等における記載の状況				
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>届出書類の提出部数等については、都道府県が大店立地法の運用に必要な範囲で定めているものと認識しており、現時点で一律の部数を規定することは、適当ではないと考える。国としては、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議が大店立地法の「指針」の原案と併せて答申した「指針（案）」の策定に当たってにおいて「出店者の負担という観点からは、手続き負担の軽減を図ることにも十分配慮が払われるべきである」と述べていることも踏まえ、法が適正に運用されるよう、引き続き都道府県の運用を注視してまいらる考え。</p> <p>このため、経済本省及び各経済局に配置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。</p>				
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課			

分野	流通関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	大規模小売店舗立地法施行規則の弾力的運用（説明会の広告方法として日刊紙への折り込みチラシの容認）		
意見・要望等の内容	広告方法として、旧法（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律）での説明会の案内の際に通常行われていたような日刊紙への折り込みチラシ等による方法を、都道府県が適切と認める方法として柔軟に認めるべきである。		
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明)			
説明会開催の広告方法に関して、広報等への掲載又は日刊新聞紙への掲載以外の方法については、都道府県が柔軟に認めることができることとなっており、地域の実情に応じて都道府県が適切な方法を提示することとなると考えている。			
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課		

分野	流通関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	「大規模小売店舗立地法第4条に係る指針」の弾力的な運用		
意見・要望等の内容	<p>「指針」運用にあたっては、実態に即し、かつ経済的に許容可能なものとなるよう要望する。</p> <p>騒音問題への対応策については、夜間の来店客が自動車で駐車場に進入するだけでも、簡単に基準値を超えることが予想される。</p> <p>駐車需要の充足については、</p> <p>現在「指針計算式によることが適当でない場合」の既存類似店のデータに基づいた対応が実体的には認められていない。今後は地域の状況に応じ広く認めるべきである。</p> <p>指針では、「大規模小売店舗が立地する地点や周辺地域の状況等から判断し、現状の用途地域によることが適当でない」と認められる場合には、都道府県と協議して柔軟な取り扱いができる」旨、明記されており、本趣旨の徹底を要望する。</p>		
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
(説明)	<p>大店立地法の運用は都道府県に委ねられており、各都道府県は市町村等の意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、意見を述べることとなる。一方、特別な事情により、指針の算出式によることが適当でない場合は、既存類似店のデータ等その根拠を明確に示した上で、他の方法によることもであると承知している。国としては、法が適正に運用されるよう、今般の規制緩和要望も踏まえ、引き続き都道府県の運用を注視してまいりたい。</p> <p>このため、経済本省および各経済局に設置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。</p>		
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課		

分野	流通関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	大規模小売店舗立地法の見直し（当該大規模小売店において小売業を行う者の氏名等の届出について）			
意見・要望等の内容	大規模小売店舗の新設の届出および変更の届出において、当該店舗で小売業を行う者の氏名等については、店舗面積が一定面積以上の者に限り、一定面積に満たない店舗については届出を不要とすべき。			
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管		
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）		
（説明）				
<p>大規模小売店舗における小売業者名は、店舗の基本的なデータであるとともに、個々の大規模小売店舗の規模や構成によって小売業者の位置づけが変わりうることから、一定の面積のみをもって届出の要不要を判断することは適当ではないと考える。</p>				
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課			

分野	流通関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	信用販売に係る分割払手数料徴収指導の廃止		
意見・要望等の内容	クレジットカード業務、ショッピングクレジット業務等における分割払手数料の徴収指導を廃止すべきである。		
関係法令	割賦販売法	共管	
制度の概要	割賦販売事業者が、商品又は役務の代金を2カ月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して受領することを条件にしてクレジットカード業務、ショッピングクレジット業務を行う場合、顧客から適正水準の分割払手数料を徴収するよう指導が行われている。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明) 信用販売であるにもかかわらず分割払手数料を徴収せず、信用販売に係る公正な取引関係を逸脱し、信用販売業の健全な発展を阻害するおそれがあるだけでなく、信用販売に要する費用を現金実売価格に上乗せした金額を現金販売価格として表示する等消費者利益を侵害することにもなりかねないため、産業政策局長名、社団法人日本割賦協会（現：日本クレジット産業協会）会長宛通達（56産局第734号）したものの、割賦販売法における表示義務等の考え方を示したものでもあり、廃止した場合には消費者が不利益を受ける恐れが高まるばかりでなく、事業者から見ても割賦販売法を遵守していく上での指標を失うこととなる。			
担当局課室等名	商務情報政策局取引信用課		

分野	流通関係	意見・要望提出者	チェーンストア協会
項目	第4条（指針）の早期見直し		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な配慮事項は「指針」に定められているが、その中でも必要駐車台数（ピーク率）、騒音規制、廃棄物保管容量については、店舗設置者にとっては厳しい基準値が課される。 ・特に夜間の騒音規制については、敷地境界における騒音の最大値が対象となっており、来客車が駐車場に進入するのみで基準値を超えることとなる。 		
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律。		
計画等における記載の状況	<p>大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申（平成11年5月）を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内（平成17年6月1日まで）に必要な見直しを行うこととしているが、既に策定後2年以上、法施行後1年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行うこととしている。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	
<p>（説明）</p> <p>大店立地法の「指針」については、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議において、パブリックコメントを実施し、広く国民各層の意見を聴取する等、様々な角度から慎重に審議を重ねた結果策定された原案を踏まえ制定したものである。さらに、同原案の答申の際、あわせて「将来における知見の深まりや社会的要請の質・量の変化に応じて見直すことは重要であり、実際の運用を通じた技術的な蓄積等も踏まえ、遅くとも5年以内に見直しを行うことが適当」とされている。</p> <p>さらに、規制改革推進3カ年計画（平成14年3月閣議決定）では、同指針について、「平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行うこと」とされており、経済産業省としてもこれを尊重し、必要に応じて見直しを図ってまいりたい。</p> <p>なお、大店立地法の運用は都道府県に委ねられているが、国としては法が適正に運用されるよう、今般の規制緩和と要望も踏まえ、引き続き都道府県の運用を注視してまいりたい。</p> <p>このため、経済本省および各経済局に設置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課		

分野	流通関係	意見・要望提出者	チェーンストア協会
項目	大店立地法関連・変更届出に伴う添付書類の簡素化		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法附則第5条第1項では、当該変更に係るもの以外のものを届け出ることになっており、法第5条第2項で、添付書類を求められている。 ・既存店舗における変更の届出を行う場合、必要添付書類は、変更内容に関する必要最小限なものにすべきである。 		
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺的生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明)			
<p>既存店が変更を行う場合の添付書類については、当該変更事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものである旨都道府県に周知しており、都道府県が大店立地法の運用に必要な範囲で定められているものと認識している。国としては、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議が大店立地法の「指針」の原案と併せて答申した「指針(案)の策定に当たって」において「出店者の負担という観点からは、手続負担の軽減を図ることも十分配慮が払われるべきである」と述べていることも踏まえ、法が適正に運用されるよう、引き続き都道府県の運用を注視してまいりたい。</p> <p>このため、経済本省及び各経済局に設置した「大店立地法相談室」において、事業者や都道府県等からの相談受付や情報提供等を引き続き行ってまいりたい。</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課		

分野	流通関係	意見・要望提出者	チェーンストア協会
項目	大店立地法・リース駐車場の契約解除による駐車台数減少の場合について		
意見・要望等の内容	・出店後、リース駐車場については地主（賃貸人）の相続により売却等の都合により中途解約となるケースが度々生じる。その際、可能な限り早急に対応を行うものの、隣接地に代替地を確保することは困難であるため、このように事業者側による都合ではない場合については、特例的に調整対象外としていただきたい。		
関係法令	大規模小売店舗立地法	共管	
制度の概要	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続き等を定めた法律。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	
（説明） 大店立地法は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するための手続きを定めた法律である。本法の下では、周辺の地域の生活環境に対する影響が増大するような変更（駐車台数の減少）を行うにあたり、当該変更が交通渋滞等に配慮しつつ適正に行われることを確保するための手続きを経る必要があるため、本事例のみを特例として大店立地法の手続きから除外することは適当ではないと考える。			
担当局課室等名	商務情報政策局 商務流通グループ 流通産業課		

分野	流通関係	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	繊維製品の輸入関税の見直し			
意見・要望等の内容	関税率の引き下げ 特恵関税枠の拡大			
関係法令	W T O 協定、関税定率法、関税暫定措置法	共管	財務省（専管）	
制度の概要	<p>我が国の繊維製品（繊維及び衣類）の関税率については貿易加重平均実 行税率で 1 0 . 2 %（9 9 年ベース：財務省資料）であり、米国の 1 4 . 1 %（前出資料）と比べても低い。</p> <p>今後、W T O 新ラウンドにより関税の引き下げについても検討される予定。</p> <p>特恵関税制度とは、開発途上国の輸出と輸出所得の増大を図り、その工 業化と経済発展の促進を目的として、一方的に途上国に優遇措置を付与 する制度であり、供与の水準は国内産業保護を考慮し設定している。</p>			
計画等における記載	該当なし			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
（説明） 関税は規制とは異なるもの。 なお、我が国の繊維製品の関税については、ウルグアイラウンドにおける合意により、現在 W T O への譲許に従って関税の引き下げを着実に実施しているところ。 また、特恵関税枠については平成 1 3 年度関税改正によりシーリング方式を抜本的に改善し、L D C 諸国は無税・無枠となり、更に特恵税率を適用させる額を拡大させ、特恵メリットの均てん化と制度の簡素化を図っている。				
担当課室名	製造産業局繊維課通商室、通商政策局通商機構部			

分野	流通関係	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	水産物輸入割当制度の撤廃			
意見・要望等の内容	・ 輸入割当（IQ）制度の撤廃 水産物（にしん、たら、ぶり、さば、いわし、あじ、さんま、ほたて、貝柱、煮干）			
関係法令	外国為替及び外国貿易法第52条 輸入貿易管理令第3条及び第9条	共管	農林水産省	
制度の概要	水産物の輸入割当制度は、外国為替及び外国貿易法第52条の基づき、輸入貿易管理令第3条において輸入割当貨物の公表を行い、同9条において輸入割当を行っている。 水産物の輸入割当品目は、現在17品目あり、割当枠については、各品目ごとに年1回割当限度数量が定められ、その限度内で割当が行われる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	水産物については、無秩序な輸入による漁業及び漁業資源に与える悪影響の回避、有限天然資源の保存管理措置の遵守等、の観点から、その輸入に対して輸入割当制度を実施しているところであり、これを撤廃することは困難である。 一方、輸入割当ての実績を有しない者（新規参入者）であっても当該品目の輸入が確実であれば、一定の数量内で割当てする先着順割当てについては、新規参入者の拡大等制度の運用の改善を図ってきているところである。			
担当局課室等名	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室			

分野	流通関係	意見・要望提出者	個人
項目	中小企業等協同組合法に規定されている員外利用制限の撤廃		
意見・要望等の内容	中小企業等協同組合法に規定されている員外利用制限の撤廃の要望		
関係法令	中小企業等協同組合法	共管	財務、厚生労働、農林水産、国土交通
制度の概要	組合事業の利用は本来組合員のみに限られているが、組合員以外の者に利用させることが組合の共同事業の合理的運営に役立つ場合もあることから、中小企業等協同組合法では一定の条件を付して事業の員外利用を認めている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明) 組合は組合員が相互扶助の精神に基づき共同事業を行うことを目的とした組織であることから、本来、組合事業は組合員のみが利用可能である。しかしながら中小企業の組合員による共同事業は安定しない場合も見られるため例外として員外利用を認めることにより、組合の共同事業の合理的運営を確保しようとするのが員外利用制限の規定である。 よって、制限を撤廃することは組合制度の本来の趣旨から外れるので撤廃は困難である。 ただし、員外利用制限の本則に対し、特定の場合について以下のような制限の緩和が認められている。 (1) 組合員による共同施設の利用率が低下して、組合事業の適切な運営が困難となるなど一定の条件を満たす場合、「100分の100を越えない範囲内」において認められている。 (2) 組合が事業者ではない地域住民等の求めに応じて、社会的責任の一旦を果たすためにその所有する特定の施設を利用させる場合について、無制限で認められている。 (3) さらに、事業協同組合は、一定の条件を満たした場合、その行う事業について、行政庁の認可を得て、組合員以外の者の当該事業の利用分量の総額が組合員の利用分量の総額の100分の200を越えない範囲内で制限の限度を超えて組合員以外の者に組合事業を利用させることが認められている。ただし、その場合の条件としては、事業協同組合がその所有する施設を用いて行っている事業であること 組合員の脱退その他のやむを得ない事由により、当該事業の組合員の利用が減少していること 当該事業の運営に著しい支障が生じていること 当該事業の運営の適正化を図るため、組合員以外の者に、制限の限度を超えて当該事業を利用させることが必要かつ適切であること、となっている。 なお、これら員外利用制限の特例措置の適用については所管行政庁の判断に委ねられているため、所管の行政庁に相談していただきたい。			
担当局課室等名	中小企業庁創業連携推進課		

分野	流通関係	意見・要望提出者	個人
項目	特定商取引に関する法律第34条で規定されている禁止行為の適用除外		
意見・要望等の内容	<p>特定商取引に関する法律第34条第1項中、下線部分の削除。</p> <p>特定商取引法第34条第1項 統括者又は統括者がその統括する一連の連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあっせんを又は役務の提供若しくはあっせんで店舗その他これに類似する施設（以下「店舗等」という。）によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について、勧誘をするに際し、又はその連鎖販売に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次の事項についての契約の解除を妨げるため、次の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。</p> 一 商品の種類及び性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項 二 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項 三 当該契約の解除に関する事項（第40条第1項から第3項までの規定に関する事項を含む） 四 その連鎖販売業に係る特定利益に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの		
関係法令	特定商取引に関する法律第34条	共管	なし
制度の概要	<p>特定商取引に関する法律第34条は、連鎖販売取引に際し、誤った情報や不正確な情報による勧誘や強引な勧誘等、相手方の意思決定を歪めるような方法で取引を行わせたり、同様な方法により契約の解除が妨げられることが起こりやすいとの実態に鑑み、統括者等に対し法に定める不当な行為を禁止している。</p> <p>しかし、店舗等によって営業する個人は、商取引に習熟しており、本法の保護の対象から除外することが適切との判断から、これらの者に対する勧誘行為等に関しては、法第34条の規制対象から除外するため、括弧書きにおいて、同条の適用対象を「店舗その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約に限る」と限定をしている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>ご意見で削除すべきとされている規定（法第34条の適用除外）は、法第34条の禁止規定を「店舗その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約」に限って適用するとしている規定であり、同条の適用対象を限定している規定である。</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局商務流通G消費経済政策課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	原子力発電所における安全基準の高度化		
意見・要望等の内容	1. 原子力技術基準の機能性化と民間規格の活用 2. 原子力発電所設備利用率の向上 原子炉及びその付属設備の定期検査時期を2年程度に延長 原子炉熱出力一定運転の導入 定期検査等の検査の土日祝日の実施 定期検査時期変更における申請条件の緩和 原子力保安検査官の電気工作物検査官との兼任化		
関係法令	電気事業法第39条、54条 電気事業法施行規則第91条 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令、 発電用原子力設備に関する構造等の技術基準 発電用火力設備に関する技術基準第14条等	共管	なし
制度の概要	1. 事業用電気工作物を設置する場合、経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。また、原子力施設については別に告示する規格に適合することを求められている。 2. 経済省令で定める電気工作物は、定められた時期に定期検査を受けなければならない。定格熱出力一定運転を行ってはならないとの法令上の規定はない。経済省令に定める場合、定期検査の時期を変更することができる。原子力保安検査官は、現地に常駐し、原子力発電所における保安規定の遵守状況の検査及び調査、事故時における原子力発電所との連絡、平時の運転管理の監督等を実施。		
計画等における記載の状況	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会に、基準化戦略WGを設置して、民間基準の活用等の観点から、基準化についての戦略を検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 2. その他 2.
	措置済 2. 措置予定		措置するか否かを含めて検討中 1. 2. 具体的措置の検討中
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	1. 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会に、基準化戦略WGを設置して、民間基準の活用等の観点から、基準化についての戦略を検討している。(検討中) 2. 平成13年12月に総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会が現在の設備を変更することなく安全に定格熱出力一定運転を実施することが可能であると結論を得た。これを踏まえ、原子力安全・保安院は原子力発電所にて定格熱出力一定運転を実施する場合の対処方針を定めるとともに、必要な省令改正を行った。(措置済) 検査の土日祝日実施については、電気工作物検査官の勤務形態(一般職員)から、労務上の問題が生じるため現状においては措置困難。なお、検査の緊急性等を考慮し、休日の移動を伴う月曜早朝及び金曜夕方 の検査を現状においても実施。(措置困難) 原子力保安検査官は、原子力発電所における保安規定の遵守状況の検査及び調査、事故時における原子力 発電所との連絡、平時の運転管理の監督等を実施。電気工作物検査官との兼任化については、現状におい ても可能な範囲で運用してきているが、兼務が原子力保安検査官の本来業務に及ぼす影響、特に緊急時に おける業務に及ぼす影響を考えると全面的な措置は困難。(その他) 及び 現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下に「検査の在り方に関する検討会」を設置し、 原子力発電施設における検査の在り方について審議をしているところである。原子力発電施設について は、単に必要な安全水準を満たすことのみならず、高い信頼性が必要とされることから、定期検査の内容 等については慎重な検討が必要。(検討中)		
担当局課室等名	原子力発電安全審査課、原子力発電検査課、電力安全課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	原子力発電所内火力技術準用設備の規制緩和		
意見・要望等の内容	原子力用タービン・ボイラーを現在の原子力以外のタービン・ボイラーと同様に工事計画の届出および使用前検査は事業者の自主検査とする。		
関係法令	電気事業法第47条、48条 電気事業法施行規則第63条、69条	共管	なし
制度の概要	電気事業法の改正で原子力用を除く蒸気タービン・ボイラーの工事計画認可申請及び使用前検査に係る規制緩和が行われたが、原子力用については見送られ、改正前と同様に工事計画の認可申請を行い国の認可を受けている。また、使用前検査においても国の検査を受検している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	原子力発電設備については、単に必要な安全水準を満たすことのみならず、高い信頼性が必要とされることから、原子力用タービン・ボイラーを現在の原子力以外のボイラー・タービンと同様に工事計画の届出および使用前検査は事業者の自主検査とすることについては、慎重な検討が必要であり、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下に「検査の在り方に関する検討会」を設置し、原子力発電設備における検査の在り方について審議を行っているところである。		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	原子燃料物質等の輸送容器に関する許認可手続きの合理化		
意見・要望等の内容	原子燃料物質等の輸送については、海上輸送の法令体系で設計承認、容器承認を取得している場合には、陸上輸送の法令体系でもそれらが取得されているとみなされるように要望する。		
関係法令	原子炉等規制法 59条の2	共管	国交省
制度の概要	原子炉等規制法に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものを工場等の外において運搬する場合においては、主務大臣の定める技術上の基準に適合することについて、主務大臣の確認を受けなければならない。運搬に使用する容器については、あらかじめ、主務大臣の承認を受けることができる。 なお、海上輸送については、船舶安全法に基づき同様の規制を受ける。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>原子力発電所等の核燃料物質等の輸送に関しては、輸送物について陸上輸送と海上輸送とで、陸・海一貫輸送の場合は、原子炉等規制法及び船舶安全法の2つの法律に適合する必要があるとあり、規制当局が経済産業省と国土交通省とに分かれている。しかし、輸送物に係る規則は、IAEA輸送規則を取り入れており、両法令とも同じ技術基準を用いていること、法令上の義務として要求されるのは、運搬する際に運搬物の確認を受けることであり、陸・海一貫輸送を行う場合は経済産業省で運搬物確認を行い、国土交通省は当該確認をもって船舶安全法上の確認がなされたものとみなしていることから、規制窓口は一元化されているため、二重規制を行っている事実はない。</p> <p>また、要望の設計承認及び容器承認については法令上の義務ではなく、さらに、要望にあるような、海上輸送のみで使用実績のある容器を陸上輸送或いは陸・海一貫輸送に用いる場合又はその逆については、輸送の実態からみて現状及び当面は存在しない。</p>		
担当局課室等名	原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課輸送対策室		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	六ふっ化ウラン用輸送容器のペアリング規定緩和			
意見・要望等の内容	<p>輸送容器は30Bシリンダー、保護容器及び弁保護具より構成されており、これらを含めたものが輸送容器と定義されている。</p> <p>このため容器承認申請時に、シリンダーと保護容器との1対1のペアリングが要求され、原則としてそれぞれ同数持たねばならない。</p> <p>これら構成要素のペアリングに規制されず、シリンダーと保護容器の数を現状の運用に合わせた合理的な数とする。</p>			
関係法令	原子炉等規制法第59条の2	共管	-	
制度の概要	濃縮六ふっ化ウランの輸送物は原子炉等規制法に基づく運搬物確認の対象であり、輸送容器については、予め主務大臣の承認を受けることができる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
(説明)	<p>濃縮六ふっ化ウラン輸送容器の容器承認について、シリンダーと保護容器のペアリングは任意とすること及びそれらの数を現状の運用に合わせた合理的なものとするを、既に認めている。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課輸送対策室			

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	小出力発電設備となる出力範囲及び対象を拡大		
意見・要望等の内容	<p>小出力発電設備となる出力範囲を次の通り拡大するとともに、マイクロガスタービン発電設備等の内燃力を原動力とするもの以外の火力発電設備も小出力設備とする。</p> <p>太陽電池・風力発電設備 出力20kW未満（現状通り） 水力・火力発電設備 出力30kW未満（全ての火力発電設備）</p>		
関係法令	電気事業法38条第2項 電気事業法施行規則48条	共管	なし
制度の概要	<p>事業用電気工作物を設置する者は電気保安の観点から保安規程届出の他、電気主任技術者等を選任するなどの保安上の規制が課せられている。一方、安全性が確認されているごく小規模な一部の発電設備（小出力発電設備）については、一般用電気工作物としてこれらの保安規制が課せられない。</p> <p>小出力発電設備 太陽電池・風力発電設備で出力20kW未満、水力・内燃力発電設備で出力10kW未満のもの。ただし、同一構内に複数設置する場合、上記設備の出力の合計が20kW以上となるものは除く。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	<p>マイクロガスタービンについては、当該設備の導入実績や運転実績が少ないことから、電氣的・機械的に安定かつ安全な発電設備であるか否かの判断ができないため、現状では、一般用電気工作物扱いにすることは困難であるが、一般用電気工作物に区分される小出力発電設備のあり方については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会で検討中である。</p>		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	燃料電池発電設備の小出力発電設備扱い		
意見・要望等の内容	燃料電池発電設備についても、小出力のものは小出力発電設備とする。		
関係法令	電気事業法38条第2項 電気事業法施行規則48条	共管	なし
制度の概要	<p>事業用電気工作物を設置する者は電気保安の観点から保安規程届出の他、電気主任技術者等を選任するなどの保安上の規制が課せられている。一方、安全性が確認されているごく小規模な一部の発電設備（小出力発電設備）については、一般用電気工作物としてこれらの保安規制が課せられない。</p> <p>小出力発電設備 太陽電池・風力発電設備で出力20kW未満、水力・内燃力発電設備で出力10kW未満のもの。ただし、同一構内に複数設置する場合、上記設備の出力の合計が20kW以上となるものは除く。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	<p>小規模な燃料電池発電設備についての安全性については、当該設備の運転実績が僅かなことから、電氣的・機械的に安定かつ安全な発電設備であるか否かの判断ができないため、現状では、一般用電気工作物扱いにすることは困難であるが、一般用電気工作物に区分される小出力発電設備のあり方については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会で検討中である。</p>		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	兄弟会社間の電力特定供給			
意見・要望等の内容	・兄弟会社間（供給者側と供給を受ける側の会社それぞれに50%以上の直接出資をしている会社が同一の会社である場合）の関係を、電気事業法第17条第2項第1号の「密接な関係」にあたるものとする。			
関係法令	電気事業法第17条第2項第1号 電気事業法施行規則第21条	共管	なし	
制度の概要	<p>特定供給制度は、「電気を供給する事業を営もうとする者」と「供給の相手方」との間で密接な関係を有し、自家発自家消費に類似した性格を有すると認められる場合について、経済産業大臣の許可を受けて、電気の供給を行うことができるよう規定したものである。</p> <p>「電気を供給する事業を営もうとする者」と「供給の相手方」と生産工程、資本関係、人的関係等に密接な関係を有する場合に許可されるもの。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定] (実施(予定)時期：)	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
(説明)	今後の電気事業制度のあり方については、昨年11月から開催されている総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討が行われているところ。			
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課			

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	特定電気事業制度の一層の活用		
意見・要望等の内容	・電気工作物能力規制を廃止し、あわせて、一般電気事業者からの常時補完供給を可能とする。		
関係法令	電気事業法第5条第4項 電気事業法第15条第4項 電気事業法施行規則第35条	共管	なし
制度の概要	特定電気事業制度は、「その事業の用に供する電気工作物の能力がその供給地点における電気の需要に応ずることができるものであること。」と規定されており、補完供給契約を締結する場合を除き、他者の供給能力に依存することなく、自ら保有する電気工作物の供給能力によりその供給地点の需要に応じることが可能であることが求められている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明)	今後の電気事業制度のあり方については、昨年11月から開催されている総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討が行われているところ。		
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	ガス体エネルギー産業の公正・透明な競争環境の整備			
意見・要望等の内容	<p>我が国エネルギー市場全体の公正・透明な競争環境を整備して、国際的な議論にも通用する合理的な制度を構築することが求められる。</p> <p>ガス体エネルギー（都市ガス、LPガス）利用者の利益の増進（供給の確保、選択の自由の確保等）及びガス体エネルギー産業の健全な発展（ガス体エネルギー利用の拡大、公正・透明な競争環境の整備、インフラの効率的利用の促進、事業者の創意工夫の促進等）を目指した制度の抜本的な見直しが必要である。特に、典型的な規制業種である都市ガス事業に係るガス事業法の抜本的見直しが重要である。</p>			
関係法令	ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況	【 9(3)ウ ガス産業全体の構造改革 a】 ガス市場参加者が、互いに公平な条件の下で競争が可能となるよう、一般ガス事業、簡易ガス事業、LPガス事業の事業区分の見直しを行う。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
（説明） 平成13年1月に設置したガス市場整備基本問題研究会において、自由化の範囲を含めた小売業のあり方、ガスパイプライン等の第三者利用のあり方等ガス体エネルギー産業の構造改革に向けた中長期的なビジョンについて、検討を行い、平成14年4月にグランドデザインを取りまとめたところ。				
担当局課室等名	資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、電力・ガス事業部ガス市場整備課			

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会他
項目	ハイサルファーC重油の関税の見直し		
意見・要望	ハイサルファーC重油に課せられている関税を早期に見直すべきである。		
関係法令	関税暫定措置法第2条第1項	共管	財務省
制度の概要	<p>重油関税率（平成14年度から平成17年度まで）</p> <p>低硫黄A重油：2,593円/KL</p> <p>高硫黄A重油：3,306円/KL</p> <p>低硫黄C重油：2,376円/KL</p> <p>高硫黄C重油：3,202円/KL</p> <p>原油及び石油製品関税は、石炭対策に要する費用の財源に充てるため、石炭勘定の歳入に組み入れられている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
状況	<p>措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他</p> <p> { 措置済 措置予定 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </p> <p>（実施（予定）時期：平成14年度以降）</p>		
<p>（説明）</p> <p>1. 平成12年3月の関税暫定措置法の改正により、石炭政策を円滑に終了させるための財源確保を目的として、平成14年度以降4年間に限り、原油関税を215円/KLから170円/KLに引き下げた上で延長することとされ、石油製品関税も原油関税見合い分を引き下げるものとされた。</p> <p>2. こうした中、高硫黄重油については、他の油種と比較して関税率が相対的に高く、需要家の引き下げ要望が特に強かったことから、他の油種が1%程度の関税率の引き下げとされた中で、高硫黄A重油については3%程度、高硫黄C重油については6%程度と大幅に引き下げるものとされた。</p>			
担当課室名	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油部石油精製備蓄課		

分 野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会ほか15団体	
項 目	ハイサルファーC重油の備蓄義務の見直し			
意見・要望等の内容	・ 自家消費を目的としてハイサルファーC重油を輸入した場合には、課せられる備蓄義務を早期に見直してほしい。			
関係法令	石油の備蓄の確保等に関する法律	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国への石油供給が不足する等の事態が生じた場合においても石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するために、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、石油精製業者等に対して、全ての油種を対象に備蓄の義務を課している。 ・ 国際的には、I E Aは石油の純輸入量の90日分につき、加盟国に対し備蓄義務を課している。 ・ 我が国は、原油5000万KLの国家備蓄に加え、石油精製業者等に対して前12か月の石油生産量等の70日分を基準備蓄量とする備蓄義務を課している。 			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油備蓄は、我が国への石油の供給が不足する等の事態が生じた場合においても石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するためのものである。 ・ 自家消費用の石油について備蓄義務を軽減した場合、我が国の石油安定供給を確保するために必要な民間備蓄の水準が維持できなくなるおそれがあり、緊急時において国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に問題が生じることとなる。このため、自家消費用の石油についても備蓄義務を課しているところである。 ・ 国際的にも、I E Aは加盟国に対して、他人に譲渡するか自己が消費するかを問わず純輸入量に対して90日分の備蓄義務を課しており、実態としてほとんどのI E A主要加盟国が、民間企業の自家消費用石油製品に対しても備蓄義務を課している。 ・ なお、備蓄石油を保有することに伴う負担の軽減のために、備蓄義務者に対しては、従来より備蓄石油購入資金に対する低利融資を実施している。 			
担当局課室等名	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油精製備蓄課			

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	定期自主検査における管点検の省略		
意見・要望等の内容	「電気事業法施行規則第94条の3の解釈について」別紙および「電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に係る定期自主検査の運用について」別表の項目にある「管」を削除する。		
関係法令	電気事業法施行規則第94条の2 電気事業法施行規則第94条の3 電気事業法施行規則第94条の3の解釈について(12公電技18)	共管	なし
制度の概要	「電気事業法施行規則第94条の3の解釈について」および「電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に係る定期自主検査の運用について」の規定により、2年毎(あるいは経済産業局長が定める時期)に、定期自主検査を行わなければならないが、この自主検査の検査項目として管(蒸発管, 過熱器管, 再熱器管, 節炭器管等)を掲げている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	
	(実施(予定)時期:)		
(説明) 平成11年の電気事業法改正は、検査の実施主体を国から設置者に移行すること等により、自主保安の確立を一層促進することを目的としている。ボイラーにおける管は過去にも多くの噴破事故を起こしていることから、管については技術基準で必要な板厚等を定めているほか、定期自主検査として設置者自身による検査を義務づけているところであり、管点検を定期自主検査項目から削除することは困難である。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	ボイラー法定定期自主検査周期延長申請に係る審査の簡素化			
意見・要望等の内容	法定定期自主検査の安全管理審査を受審する際に、ボイラー法定定期自主検査周期延長申請についても包含して受審できるよう、見直しをお願いしたい。			
関係法令	電気事業法第55条 電気事業法施行規則第94条の2第1項、第2項 電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に係る定期自主検査の運用について（12資公電技第19号）	共管	なし	
制度の概要	<p>ボイラーの法定定期自主検査周期は、電気事業法施行規則で定期自主検査が終了した日以降2年を超えない時期に実施することになっているが、「電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に係る定期自主検査の運用について（12資公電技第19号）」により、「保守管理のための体制確立」等の条件を満足していれば、24月を限度として定期自主検査の時期の延長ができることになっている。</p> <p>延長申請時には、所轄の経済産業局による「保守管理のための体制の現状」を中心に、現地審査を受けている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）		
（説明） 法定定期自主検査の安全管理審査は自主検査を行う体制を審査するものであり、定期自主検査周期延長に係る保守管理（日常点検、運転管理、定期点検）体制は審査対象としていない。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	火力発電所の定期自主検査の時期変更承認期間の延長			
意見・要望等の内容	検査時期変更期間を1月から3月に延長する。			
関係法令	電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に係る定期自主検査の運用について(12資公電技第19号)	共管	なし	
制度の概要	火力発電所に属するボイラー、蒸気タービン、ガスタービン等については、定期検査及び定期自主検査の時期変更期間が1月を限度として定められている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	現行の条件のまま検査時期変更期間を3月に延長することについては、実証試験等の実機でのデータの蓄積を踏まえる必要があり現状では困難。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

分 野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項 目	電気工作物の設置工事に係る一部使用確認の省略		
意見・要望等の内容	電気工作物の設置工事において、一部使用確認手続を廃止する。 例えば、発電所の工事で、電源設備の完成後にこれを使用して試運転用の電力を発電所補機設備に供給する場合、建設進歩に伴い順次完成する部分については、その都度使用前自主検査を実施し、全設備完成後に最終的な使用前自主検査が完了した時点で安全管理審査を行う。		
関係法令	電気事業法施行規則第73条の2第9項 電気事業法施行規則第73条の2第9項の規定に基づき、同号の経済産業大臣が定める事業用電気工作物を定める件（通商産業省告示第933号）	共管	なし
制度の概要	平成12年から安全管理審査制度が導入されたことにより、電気工作物を設置するにあたり全設備完成後に一括して行う使用前検査については、官公庁による立会検査が廃止され、自主検査となった。 しかし、一部設備が完成し、当該設備を使用前に使用前自主検査の実施前に使用開始する場合は、官公庁による立会検査が行われている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>工事計画の届出をした電気工作物については、その使用の開始前に使用前自主検査を行わなければならない。本制度は、例えば、発電所の工事で、電源設備の完成後にこれを使用して試運転用の電力を発電所補機設備に供給する場合、建設進歩に伴い順次完成する部分については、工事計画として届け出された工事全体が完了しない限り法に基づく使用前自主検査は行えないことから、現行ではあらかじめ経済産業大臣の確認を受けることにより、順次完成する部分を使用できるようにしている。</p> <p>ただし、使用確認時の確認方法については、現在、立ち会いによる検査であるため、この確認方法の合理化についての検討を行う。</p>		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分 野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項 目	発電機冷却用等水素ガス等設備への電気事業法の適用		
意見・要望等の内容	発電用冷却用等の水素ガス等の設備（常用の温度において、圧力が1メガパスカル以上の設備）についても、電気事業法の規制を受ける電気工作物に附属する設備であることから、アンモニア設備と同様に高圧ガス保安の規制外として、発電機に含めて電気事業法による工事計画認可、または届出を行うものとする		
関係法令	高圧ガス保安法第16条、17条の2、第24条の2 電気事業法第47条 電気事業法施行規則第63条	共管	なし
制度の概要	<p>一定量以上の水素ガスの貯蔵を行う者は、その貯蔵量に応じて高圧ガス保安法第16条又は第17条の2の規定に基づく貯蔵所の許可申請又は設置届出を行い、その際、一般高圧ガス保安規則第20条又は第25条に基づき、技術基準に関する事項を記載した書面等を添付することとなっている。また、一定量以上の貯蔵能力を有する貯蔵設備を用いて水素の消費を行う者は、高圧ガス保安法第24条の2の規定に基づく特定高圧ガス消費の届出を行い、その際、一般高圧ガス保安規則第53条に基づき、技術基準に関する事項を記載した書面等を添付することとなっている。</p> <p>一方、電気工作物設置者は、水素冷却式発電機等の施設を行う場合、電気設備に関する技術基準を定める省令第35条（参考：省令解釈第48条）に適合することを確認し、電気事業法第47条の規定に基づく工事計画認可申請又は第48条の規定に基づく工事計画の届出を行い、その際、規則第63条又は第66条の規定に基づき、発電機の冷却法に係る事項を記載した書類を添付することとなっている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>電気事業法及び高圧ガス保安法は、それぞれ電気工作物の工事・維持等、高圧ガスの製造・貯蔵等について公共の安全確保、災害防止等の観点から所要の規制を行っているところであり、規制対象に応じ、それぞれの法令により規制が行われることが原則である。</p> <p>ただし、二重規制を排除し合理的な保安規制を実施する観点から、電気工作物内における高圧ガスについては、高圧ガス保安法の適用対象から除外し、電気事業法上の適切な規制を行うことにより保安の確保を図っているところである。</p> <p>アンモニア貯蔵設備は、一般的に移動できない定置式の貯蔵設備であり、他の電気工作物と一体として設置・管理されるものであることから、特に電気工作物に該当するものとして取り扱っている。</p> <p>一方、発電機冷却用等の水素ガス貯蔵設備については、アンモニア貯蔵設備のように電気工作物として取り扱うことが適切と認められる事情が存在しないことから電気事業法を適用することは困難である。</p>		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課、保安課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	液化ガス設備を電気事業法管理に切り替える際の手続きの簡略化		
意見・要望等の内容	すでに高圧ガス保安法管理が適用されている液化ガス設備を、電気事業法管理に切り替える際の手続きが複雑であるため、簡略化を要望する。具体的には、溶接検査や使用前検査等の設備稼働にあたっての検査は省略し、保安規定変更届出等の提出のみとする。		
関係法令	電気事業法第39条、 電気事業法施行規則第83条第2号 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第37条～54条 高圧ガス保安法第3条第1項 高圧ガス保安法施行令第2条第2項 発電所における高圧ガス保安法により管理される液化ガス設備の電気事業法による一元化について	共管	なし
制度の概要	従来、アンモニア貯槽等の液化ガス設備の管理については高圧ガス保安法が適用されていたが、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」に液化ガス設備にかかる規定が追加され、平成9年6月以降に設置したものは電気事業法が適用されることになった。 すでに高圧ガス保安法管理が適用されている液化ガス設備を、電気事業法管理に切り替える際の手続きについて、平成13年3月、資源エネルギー庁から公表された。 一方、発電所において電気工作物の使用にあたっては使用前自主検査等を実施することになっている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	平成9年5月以前より保有している高圧ガス保安法の設備を含め電事法対象施設とすると、電気事業法上の工事計画届出を行うことにより使用前自主検査・溶接自主検査の対象としているところ。 工事計画届出を行った者は、法に基づき自主検査をする義務が課せられており自主検査そのものの適用を除外することは困難であるが、使用前自主検査においては検査項目のうち高圧ガス保安法上でおこなった検査が電気事業法の検査に相当する場合や一部の溶接自主検査にあつては高圧ガス保安法による適合証を取得している範囲において電気事業法施行規則第83条第2号により溶接自主検査省略を指示した場合など既に必要な範囲で簡素合理化しているところ。		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	電気事業法適用高圧ガス設備での高圧ガス保安法適合品の使用			
意見・要望等の内容	<p>電気事業法に基づく発電所における高圧ガス設備が全て電気事業法適用の場合は、高圧ガス保安法特定設備検査合格又は特定設備基準適合証交付品を使用できるようにして頂きたい。(現在、毒性ガスを内包する液化ガス設備(例:液化アンモニア設備)に限り、特定設備検査合格又は特定設備基準適合証交付品は、火力発電設備に使用できるように緩和されている。)</p> <p>なお、発電設備であるコージェネ設備についても、全て電気事業法適用とし上記措置をして頂きたい。</p> <p>但し、上記措置困難な場合は、発電所における液化石油ガス設備は高圧ガス保安法適用とした上で、本来発電設備で使用する液化石油ガスは消費であることから、高圧ガス保安法製造設備となるものについては、当該設備で使用する液化石油ガスを高圧ガス保安法の「製造」から適用除外として頂きたい。</p>			
関係法令	高圧ガス保安法第3条第1項第6号、第5条、56条の3 高圧ガス保安法特定設備検査規則 電気事業法施行規則第83条第2号	共管	なし	
制度の概要	<p>電気事業法に基づく発電所における高圧ガス設備は、専ら発電に供するものにおいては電気事業法が適用され、それ以外のものは、高圧ガス保安法適用とされていたが、平成9年6月以降、発電所の公害防止に使用する液化ガス設備(例:アンモニア貯槽等)においても、今後は発電所については全て電気事業法適用となった。</p> <p>高圧ガス設備の多くは高圧ガス保安法に基づき製造(特定設備は高圧ガス保安法特定則適用)されているが、全て電気事業法適用となると特定設備機器メーカー(特定則登録事業者)において、電気事業法によるところの溶接技術基準を適用するところとなる。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	措置予定			
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	<p>電気工作物としての液化ガス設備については、高圧ガス保安法令の相当規定を電気事業法令に設けているが、高圧ガス保安法令による特定設備検査合格品及び特定設備基準適合証交付品を、電気工作物として使用する場合は電気事業法令上の規制の在り方について安全面や技術面を含めて検討する。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	外燃型ガスタービンの定期自主検査の廃止			
意見・要望等の内容	内燃型ガスタービンの定期自主検査対象部位がガス圧縮機のみとなったこととの整合から、ガス圧縮機が付属しない外燃型ガスタービンの定期自主検査を廃止する。			
関係法令	電気事業法第94条第5号 電気事業法施行規則第94条の3の解釈について(12公電技18)	共管	なし	
制度の概要	12資公電技第18号により、内燃型ガスタービンの定期自主検査の規制の対象部位がガス圧縮機のみに限定された。しかし、外燃型ガスタービンの定期自主検査対象部位については従来と同様であり、ガスタービン本体も対象に含まれたままである。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	<p>定期自主検査の対象部位に関しては、熱負荷だけに係わらず流動ガス成分、それらによる腐食、法定メンテナンスの必要性等の要因を広く考慮しているところ。</p> <p>また、炉頂圧ガスタービン(TRT)等の外燃型ガスタービンのガスは可燃性でCO成分等を含んでいるため危険性・毒性についても考慮すべきところ。</p> <p>炉頂圧ガスタービン(TRT)等の外燃型ガスタービンについては流動ガス成分や量産品でないことを鑑み検査不要についての知見が得られておらず困難。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

分 野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項 目	内燃型ガスタービンの定期自主検査と安全管理審査の廃止		
意見・要望等の内容	内燃型ガスタービンの法定定期自主検査と、これに伴う安全管理審査を廃止する。		
関係法令	電気事業法第55条第2項 電気事業法施行規則第94条第5号 電気事業法施行規則第94条の3の解釈について(12資公電技第18号)	共管	なし
制度の概要	内燃型ガスタービンの法定定期自主検査の対象部位はガス圧縮機のみとされている。従って定期安全管理審査もこれに対応して実施されている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明) 定期自主検査の対象部位に関しては、熱負荷、流動ガス成分、それらによる腐食や発生する事故の影響等を考慮して定めているところ。 内燃型ガスタービンの主機であるガスタービン部分はメーカー等により適切なインターバルでメンテナンスを受けなければ運転できないことや、万が一の事故時においても破損片がケーシング(車室)内に止まることから、定期自主検査の対象から除外したものであるが、ガス圧縮機は可燃性ガスの圧縮機であり、そのためメンテナンス状況次第では大事故となる可能性も高いことから、定期自主検査対象としているところである。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分 野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項 目	個別安全管理審査受審資料の簡素化		
意見・要望等の内容	個別安全管理審査の書類の簡素化を要望する。		
関係法令	電気事業法第50条の2、第52条、第55条 電気事業法施行規則第73条の5、第82条の2、第94条の4	共管	なし
制度の概要	平成11年の電気事業法改正に伴い、「安全管理審査制度」が創設され、あわせて「システム安全管理審査」を必要としない事業者のために、「個別安全管理審査」の仕組みが設定された。しかしながら個別安全管理審査では、従来の法定検査以上の資料作成が必要であり、業務負荷が増大している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	<p>平成11年の電気事業法の改正は、国の事前規制を必要最低限とし、民間における自主保安の確立を一層促進することを目的として、国による検査から設置者による法定自主検査に移行し、法定自主検査の実施に係る体制を審査するための制度(安全管理審査制度)を創設した。このため、設置者自身による法定自主検査の実施と、その結果の記録・保存を求める制度となったが、この場合の各種測定器の校正記録、検査の実施体制、要員の資質等は設置者が確保する内容である。</p> <p>安全管理審査で審査の対象となる書類は、設置者等の法定自主検査の実施に係る体制を客観的に評価するために必要なものであり、審査のための新たな資料の作成を求めるものではなく、設置者が記録・保存している資料である。</p> <p>書類の簡素化については、具体的な事例や指摘を踏まえ、それらが自主検査体制の構築や安全管理審査に必要なものであるかどうかを検討した上で見直しを行う予定。</p>		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会												
項目	溶接自主検査に対する安全管理審査制度の見直し														
意見・要望等の内容	<p>本制度は発足3年後を目途に制度の在り方を含め見直しを行うことになっている。その際、次の点を見直すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の品質認証制度を活用することにより、国の安全管理審査の対象を設置者のみとする。 ・民間の認証制度を活用することにより溶接士、溶接施工法については溶接事業者から申請できることとする。 														
関係法令	電気事業法第52条第3項 安全管理審査実施要領(12資公電技第14号)	共管	なし												
制度の概要	<p>原子力発電所・火力発電所の溶接自主検査は通常、製造者が設置者との契約関係に基づき協力して実施している。これに対する安全管理審査は、設置者責任を前提としてその自主検査体制の審査を実施しているところであり、両者を一つの組織として製造者を含め審査している。</p> <p>受審の申請においては、製造者が複数の設置者に対して共通的に使用する溶接士、溶接施工法の確認についても、設置者が申請する形となっている。</p>														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align:center;">検討中</td> <td style="text-align:center;">措置困難</td> <td style="text-align:center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align:middle;"> <div style="font-size:3em;">{</div> <p style="margin-left:20px;">措置済</p> <p style="margin-left:20px;">措置予定</p> </td> <td style="vertical-align:middle;"> <div style="font-size:3em;">{</div> <p style="margin-left:20px;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="margin-left:20px;">具体的措置の検討中</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="font-size:3em;">{</div> <p style="margin-left:20px;">措置済</p> <p style="margin-left:20px;">措置予定</p>	<div style="font-size:3em;">{</div> <p style="margin-left:20px;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="margin-left:20px;">具体的措置の検討中</p>			(実施(予定)時期:)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="font-size:3em;">{</div> <p style="margin-left:20px;">措置済</p> <p style="margin-left:20px;">措置予定</p>	<div style="font-size:3em;">{</div> <p style="margin-left:20px;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="margin-left:20px;">具体的措置の検討中</p>														
(実施(予定)時期:)															
<p>(説明)</p> <p>資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において、溶接施工工場に関する適切な民間製品認証制度を活用することにより、設置者と溶接施工工場の組合せ毎に審査する方式を改善する方向で検討を行っている。また、溶接士、溶接施工方法の事前確認方法の改善等についても、民間製品認証制度の活用等を検討している。</p>															
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課														

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会												
項目	溶接方法に関する各種法令の整合性確保														
意見・要望等の内容	いずれの法令により認可された溶接の方法は、他の法規制に係る溶接であっても、認可されたものとする。														
関係法令	電気事業法第52条 船舶安全法第5条、第6条 ボイラー及び圧力容器安全規則第7条、第53条 高圧ガス保安法第56条の3 ガス事業法 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の4、第28条の2、第46条の2、第51条の9、第55条の3	共管	国土交通省、厚生労働省												
制度の概要	電気事業法、船舶安全法、ボイラー及び圧力容器安全規則、高圧ガス保安法、ガス事業法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の各種法令により溶接方法が指定されており、同じ溶接方法であっても、別個の許可申請等を必要としている。														
計画等における記載の状況															
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align:center;">検討中</td> <td style="text-align:center;">措置困難</td> <td style="text-align:center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding: 5px;"> 措置済 措置予定 </td> <td style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding-top: 10px;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中														
(実施(予定)時期：)															
<p>(説明)</p> <p>要望の対象となっている法令のうち、溶接方法単体について認可行為を行うのは原子炉等規制法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)のみである。高圧ガス保安法においては、設計段階において検査機関によりあらかじめ溶接方法を確認することになっている。電気事業法においては、設置者が行った溶接自主検査の実施に係る体制について国等が審査することとなっている。ガス事業法においては、あらかじめ確認された溶接施工法であることを事業者が自主的に確認を行うこととなっている。</p> <p>高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法については、技術上の基準は性能規定化されており、検査対象の用途、母材の性質等に応じた適切な溶接方法については技術基準の解釈に示しているところであり、他法令による溶接方法であっても安全上適切であると認められれば、各法令上も適切な溶接方法と認めている。</p>															
担当局課室等名	新型炉等規制課、核燃料サイクル規制課、廃棄物規制課、電力安全課、ガス安全課、保安課														

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	維持流量発電所を総合資源エネルギー調査会の審議対象から除外		
意見・要望等の内容	<p>電源開発分科会上程対象の水力発電所のうち、維持流量発電所を除外する。</p> <p>電源開発分科会上程に際しては、規模の大小に関わらず、所定の諸手続が必要であるため、開発事業者の負担となっている。このことは、経済性の面から、純国産で再生可能なクリーンエネルギーである水力の開発を鈍化させる一つの要因となっている。</p> <p>電源開発分科会の主旨は、「国土の総合的な開発、利用及び保全、電力の需給その他電源開発の円滑な実施を図るため必要な事項を審議する」ものであり、開発規模や土地の改変が小さい事業は、分科会の主旨に沿うものではない。</p>		
関係法令	電源開発促進法第3条 総合資源エネルギー調査会令	共管	なし
制度の概要	<p>電源開発促進法に基づき、経済産業大臣は国土の総合的な開発、利用及び保全、電力の需給その他電源開発の円滑な実施を図るため必要な事項を考慮し、電源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を立案し、国の関係行政機関の長に協議し、かつ、総合資源エネルギー調査会（電源開発分科会）の意見を聴いて、これを決定し公表することとしている。</p> <p>同分科会の審議対象電源に関する法令上の規定はないが、新規電源開発地点として審議の対象となる電源は一般電気事業者と卸電気事業者の設置する電源（1万kW未満の離島発電設備を除く）とする旨、第1回分科会（平成13年5月16日開催）で了承されており、これに基づき、現状では該当電源を全て審議対象としている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【9(3)イ 維持流量を活用した水力発電所等の総合資源エネルギー調査会審査対象からの除外】</p> <p>総合資源エネルギー調査会（電源開発分科会）の審議対象電源について見直しを行い、出力が極めて小規模である維持流量を活用した水力発電所等を同分科会の審議対象から除外することの可否について検討する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>(説明)</p> <p>電源開発分科会における審議対象電源の見直しを行った結果、維持流量発電所のみならず、次の発電設備であって出力1万kW未満のものは、出力及び開発規模が小さく各種の権利義務等との調整の必要性が少ないことなどから、個別審議の対象としないことについて関係府省及び電源開発分科会（平成14年3月13日開催）に諮り、了承を得た。これにより、次回以降の電源開発分科会は、この了承事項に基づき、実施されることとなる。</p> <p>1．火力発電設備 2．ダムの設置を伴わない水力発電設備であって新たに河川流況の変化が生じないもの</p>			
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課		

分野	エネルギー、環境関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	火力発電の立地に係る環境影響評価手続の簡素化		
意見・要望等の内容	環境影響評価の対象となる容量基準を、燃料種別、原動機別とする。 行政機関の審査期間を短縮する。 シミュレーション、データベースを活用し、現況調査を合理化する。		
関係法令	環境影響評価法 電気事業法第46条の2～第46条の22 地方自治体環境影響評価条例等	共管	環境省 各地方自治体
制度の概要	現在、発電所に係る環境影響評価手続対象は、水力、火力、地熱、原子力別に、その出力規模のみで規定している。 環境影響評価に係る審査期間は、環境影響評価方法書については180日以内、環境影響評価準備書については270日以内、環境影響評価書については30日以内と電気事業法において定めている。 発電所アセス省令において、現況調査に係る標準手法を定めているが、予測及び評価において必要とされる情報が標準手法より簡易な手法で収集できることが明らかである場合には簡略化された調査手法を選定することは可能と規定している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)			
【その他】 発電所アセス省令第7条において、「標準項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該標準項目については、必要に応じ項目の削除を行うものとする」旨の規定がある。このため、事業者が採用する予定の燃料や原動機による環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかであれば、項目の削除は可能であり、個別の事業毎に、環境影響要因毎に事業者が自由に項目を選定できる合理的なシステムとなっている。したがって、評価対象の容量基準を燃料種別、原動機別に設定する必要はないと考える。			
【措置困難】 法令に基づく処理期間の上限よりも短くなるよう最大限合理的に審査しているところ。発電所の環境影響評価は、電気事業を所管する経済産業省が審査を行うものであるが、この審査に係る一連の手続の中で、都道府県知事は方法書、準備書の公告・縦覧の後にとりまとめられる住民意見の概要と地元市町村長の意見を踏まえ、立地地域の立場から経済産業大臣あてに意見を提出し、当省は知事意見を勸案して審査を行い、環境保全の観点から事業者に対し勧告すべき事項をとりまとめることとなるため、相応の審査期間が必要である。 また、発電設備の規模や種類だけでなく、周辺環境によっても審査項目や審査内容は大きく異なり、例えば、環境負荷が低いとされているLNGを燃料とする場合であっても建設予定地点が環境基準を満たしていない地域であれば審査に時間を要することはやむを得ないと思料。このため、法令に基づく審査期間の上限を一律に短縮することは、多種多様な周辺環境が対象となる環境審査の性格上困難であるが、個々の案件の審査期間については引き続き合理的な審査による短縮に努めて参りたい。			
【その他】 発電所アセス省令第9条において、「調査の手法については、標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準手法より簡易な手法で収集できることが明らかである場合には、必要に応じて、簡略化された調査の手法の選定を行うこととする」旨の規定がある。このため、現行の制度においても、事業者が選定した調査手法が、予測及び評価において必要となる情報が収集できることが明らかであれば、調査期間の短縮による現況調査の合理化は可能である。			
担当局課室等名	経済産業省 電力安全課 環境省 環境影響評価課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	特別架空送電線路と近接する線下建造物の定義の見直し		
意見・要望等の内容	<p>規模の小さな造営物（屋根および柱又は壁を有する工作物）については、建造物と連結されている場合であっても、造営物の上部が不燃性、又は自消性がある難燃性の建築材料により造られていること、また、建造物と構造的に一体となっていないことを条件とすれば建造物とは見なさないものとするよう要望する。</p> <p>自走式建造物としてみなさないものとは認められていないが、土地の有効活用の観点から、建造物の定義の見直しを要望する。</p>		
関係法令	電気設備に関する技術基準を定める省令第29条、第48条 電気設備の技術基準の解釈第76条、第124条	共管	なし
制度の概要	<p>17万ボルトを超える送電線路と建造物との第二次接近については、電気設備に関する技術基準を定める省令（以下電技）第48条第2項において、火災等による線下から送電線路への影響、及び断線等による送電線路から線下への影響の観点から禁止されている。</p> <p>また、「建造物とみなすもの」「建造物とみなさないもの」の具体例は、電技解釈第76条の解説に記載されている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
	(実施(予定)時期：平成14年1月)		
(説明)	<p>建造物の具体例の見直しについては、資源エネルギー庁の諮問を受け、平成6年に電気技術基準調査委員会から当該範囲の見直しに関して既に報告されていることから、当該部分に係る電気解釈の解説を平成14年1月に改正した。</p>		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	電気主任技術者の不選任承認制度			
意見・要望等の内容	1000キロワット以上の自家用発電設備であっても、7000ボルト以下の需要設備に設置されるものであれば、不選任承認制度の対象とする。			
関係法令	電気事業法施行規則第52条第2項	共管	なし	
制度の概要	<p>自家用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならないが、1000キロワット未満の自家用発電設備及び7000ボルト以下で受電する需要設備については、電気工作物の保安が確保される場合には、特定の要件を有する者に保安業務を委託し、電気主任技術者を選任しないことができる（不選任承認）。</p> <p>1000キロワット以上の自家用発電設備については、7000ボルト以下の需要設備に設置されるものであっても、不選任承認制度の対象ではない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>不選任承認制度における発電所の対象範囲については、保安が確保される一定の範囲において、発電所を取り巻く実態等を踏まえ、見直しの必要性について検討する。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

分 野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項 目	電気主任技術者免状交付に必要な実務経験の電圧レベル引き下げ		
意見・要望等の内容	実務経験の電圧レベルを、第1種については1万ボルト以上に、第2種については5千ボルト以上に引き下げるべきである。		
関係法令	電気事業法第44条第2項 電気事業法に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条	共管	なし
制度の概要	電気主任技術者の免状交付に必要な実務の経験は、第1種電気主任技術者については電圧5万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用、第2種電気主任技術者については電圧1万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用となっている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	
	(実施(予定)時期:)		
(説明) 第1種電気主任技術者は全ての電圧の電気設備に係る工事、維持及び運用の保安監督ができる。第2種電気主任技術者が実務経験を積むことによって第1種電気主任技術者の免状を取得する場合には、第1種電気主任技術者として17万ボルト以上の電気設備を十分に保安監督ができるだけの実務経験が必要である。 電気設備は、送電線クラスの電圧(5万ボルト以上)、大規模ビルディングの配電設備クラスの電圧(1万ボルト以上)、電柱変圧器クラスの電圧(5百ボルト以上)に応じ、その仕様や規模が大きく異なるため、上位の資格を得るために必要な実務経験を要望の電圧まで引き下げることは技術的に安全上の問題があると考えられる。 以上のことは第2種電気主任技術者の免状を得るための実務経験についても同様である。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	第2種電気主任技術者の監督範囲の拡大		
意見・要望等の内容	第2種電気主任技術者の監督範囲を、27万5千ボルト未満とすべきである。		
関係法令	電気事業法44条第5項 電気事業法施行規則第56条	共管	なし
制度の概要	第2種電気主任技術者免状については、保安の監督をすることができる範囲は17万ボルト未満となっている。		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 別添2 資格制度に係る個別措置事項（2）必置資格】 第二種電気主任技術者及び第三種電気主任技術者の監督範囲の拡大等について、事故等により他者に及ぼす影響等を考慮しつつ検討し、結論を得る。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>電気主任技術者免状に保安監督ができる範囲区分については、電気の使用形態若しくは事故等による他者への影響等を考慮した電圧で区分されているところ。</p> <p>第2種電気主任技術者が行える17万ボルト未満の事業用電気工作物は、他の電力会社の系統への影響が比較的少ない設備である一方、17万ボルト以上の事業用電気工作物には、電力送電系統の連係に使用されるなど、電力基幹設備が含まれており、事故の際、他に与える影響が広範に及ぶ設備である。</p> <p>従って、第2種電気主任技術者及び第3種電気主任技術者の監督範囲の拡大等について、事故等により他者に及ぼす影響等を考慮しつつ検討を進める。</p>		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	エネルギー管理者数選任数の見直し		
意見・要望等の内容	<p>(要望)</p> <p>電気使用量の区分に応じて一律にエネルギー管理者数を決めるのではなく、工場の人数や設備数といった管理の実態を考慮する。</p>		
関係法令	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)	共管	無し
制度の概要	<p>省エネ法第7条第1項に基づき、第一種特定事業者は、第一種エネルギー管理指定工場ごとに、政令で定める基準に従って、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理者を選任しなければならない。</p> <p>省エネ法施行令第3条第3号に基づき、第1種電気管理指定工場については、電気の使用量の区分に応じて1人から3人のエネルギー管理者を電気管理士免状の交付を受けている者から選任しなければならない。</p>		
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)</p> <p>別添2 資格制度に係る個別措置事項 必置単位、必置人数、資格者の業務範囲の見直し b 1人が管理するに適切な設備規模について、実態調査を行い、その在り方の検討を行う。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>(説明)</p> <p>平成12年末より第一種エネルギー管理指定工場を対象とした調査等を実施し、実態を把握したところであるが、その中で複数の管理者選任義務のある工場を対象に、エネルギー管理者の法定必要数として妥当な管理者数について確認を求めたところ全体の約50%~60%が現状の員数規定を妥当と考えており、残りについては『少なくとも良い』、『もっと増やすべきだ』という意見で相半ばしている結果を得たところ。</p> <p>エネルギー管理者数については、こうした実態調査結果を踏まえ、概ね現行の選任数で適当な管理を行うことができるものと現時点では判断しているが、今後とも、我が国のエネルギー情勢等を踏まえ適切な制度の在り方について引き続き検討することとしている。</p>			
担当局課室等名	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	第1種エネルギー管理指定工場定期報告書の電子化および一本化		
意見・要望等の内容	(要望) 電子媒体による定期報告書の提出を可能とし、提出先を一本化する。		
関係法令	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)	共管	当該工場に係る事業を所管する大臣
制度の概要	省エネ法第11条に基づき、第1種特定事業者は、主務大臣(経済産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣)に、燃料等(電気)の使用量、燃料等(電気)を消費する設備及び燃料等(電気)の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況等に関して、年1回報告しなければならない。		
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定) 横断的措置事項 1 IT関係 工 社会・行政の情報化の推進 行政の情報化 b 申請・届出等手続の電子化 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:平成15年度までに実施)		
(説明)	<p>現法上、主務大臣が工場等に対する指導・助言・勧告といった措置を適切に行う上で、エネルギーの使用量等について一定の周期で把握することが必要なため、定期報告書を提出していただいている。</p> <p>定期報告書を含む省エネ法の手続きについては、国民・事業者の負担軽減を実現するため「e-Japan 重点計画」(情報通信技術戦略本部策定H13.3.29)に基づき策定された申請等手続きの電子化推進のためのアクションプラン(「経済産業省 国の行政機関等の申請・届出等手続の電子化推進に関するアクションプラン」H13.6.22)に則り、インターネットを利用した報告等のオンライン化を平成14年度の運用開始に向けて開発しているところである。</p> <p>更に「e-Japan 重点計画」では申請等の窓口の一本化(総合窓口システムの設置)を平成15年度までに実現するため、省庁全体の取り組むべき課題として法的・技術的な検討がなされているところであり、この実現のため、積極的に取り組んで参りたいと考えている。</p>		
担当局課室等名	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課		

【様式】

【 経済産業省 】

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	チェーンストア協会	
項目	電圧 6,000 ボルトまでの自由化の早急な実施			
意見・要望等の内容	電圧 6,000 ボルトの需要家までの自由化を早急な実施			
関係法令	電気事業法 電気事業法施行規則	共管	なし	
制度の概要	・平成12年3月より、特定規模需要（2万ボルト以上の送電線で受電し、原則2千キロワット以上の使用規模の需要）の需要家に対する電力小売供給が自由化されている。			
計画等における記載の状況	【 9(3)イ 電気事業制度全体の見直し】 以下の事項について、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場などを通じ検討・検証を行い、早急に結論を得る。 (a) 自由化範囲の拡大			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	今後の電気事業制度のあり方については、昨年11月より開催されている総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討が行われているところ。			
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課・電力市場整備課			

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	自家用発電電力に係る有効活用策の緩和・拡大			
意見・要望等の内容	・電力小売部分自由化後3年後に実施する検証においては、公益的課題に支障のない範囲において、30分同時同量の調整時間の延長及び自由化対象を高圧にまで拡大することの検討を求める。			
関係法令	電気事業法第24条の4 電気事業法施行規則第42条の2 電気事業法第2条第1項第7号 電気事業法施行規則第2条の2第1項	共管	なし	
制度の概要	<p>現行の託送ルールでは、ネットワーク全体の安定性を常時確保するため、新規参入者とその需要家との間で同時同量（単位時間：30分、変動範囲：3%）の達成が求められる。また、系統安定をはじめとする公益的課題を損なわないため、新規参入者は電力会社の給電指令に応じる必要がある。</p> <p>自由化の範囲については、特定規模需要（2万ボルト以上の送電線で電気を受電し、原則2千キロワット以上の最大使用電力を有する需要のこと）を対象とする。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）		
（説明） 今後の電気事業制度の在り方については、昨年11月から開催されている総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討が行われているところ。				
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課			

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	米国								
項目	規制改革プロセスと競争政策										
意見・要望等の内容	<p>- A . 明確な政策目標設定</p> <p>米国政府は日本政府に対して、エネルギー分野の規制改革プロセスをの目標を設定し、日本の電力・ガス分野で採用する予定の市場構造形式（例えば、プール制、独立システム、オペレーター制など）を明確に定義するよう提言する。米国政府は、さらに以下の点も日本政府に提言する。</p> <p>- A - 1 . こうした目標達成と計画どおりの市場の確立のための、さらなる政策実施に明確な期限を設定する。</p> <p>- A - 2 . 日本政府が予定した電力・ガス市場自由化のプロセスを、明確で具体的な評価基準、検討に至るまでの監視経過の予定表とともに検討する。</p>										
関係法令	電気事業法、ガス事業法等	共管	なし								
制度の概要											
計画等における記載の状況	なし										
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</td> <td style="text-align: center;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：2003年を目途）</p>			措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他	措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他								
措置予定	具体的措置の検討中										
<p>（説明）</p> <p>（電気事業、ガス事業）</p> <p>今後の電気事業制度のあり方については、昨年11月から開催されている総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中であり、ガス事業制度のあり方については、昨年1月に設置されたガス市場整備基本問題研究会において検討が行われ、平成14年4月に中長期的なグランドデザインが取りまとめられた。</p>											
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課、電力市場整備課、ガス市場整備課										

分野	エネルギー関係 (電気事業、ガス事業)	意見・要望提出者	米国
項目	規制改革プロセスと競争政策		
意見・要望等の内容	<p>- C. 審議会との交流</p> <p>市場の予測性を高め、投資環境の安定を促すため、米国政府は経済産業省に、現在そして将来の市場参加者すべてが、日本のエネルギー自由化プロセスを検討している種々の審議会の審議へ、公式な参加あるいは非公式の方法で、情報や意見を提供できる機会を確実に設けることを求める。さらに、米国政府は、そのような審議会による推薦案の内容はすべて公表し、パブリック・コメント用に開示することを提言する。</p>		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要			
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他
	<p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>具体的措置の検討中</p>	
(説明)	<p>(電気事業、ガス事業)</p> <p>電気事業分科会及びガス市場整備基本問題研究会委員の構成については、事業者の代表や新規参入者、需要家・消費者の代表が参加。委員以外では、外部有識者もプレゼンテーション等により参加しており、電気事業分科会では、本年2月に、ガス市場整備基本問題研究会では、本年3月に、米国政府から専門家を招いている。</p> <p>委員以外では、外部有識者もプレゼンテーション等により参加。</p> <p>審議は、原則公開で行い議事内容や配布資料はインターネット上で公表しており、審議における議論の結果である報告や答申については、パブリックコメントに付す予定。</p>		
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課、電力市場整備課、ガス市場整備課		

分野	エネルギー関係 (電気事業、ガス事業)	意見・要望提出者	米国												
項目	規制改革プロセスと競争政策														
意見・要望等の内容	<p>- D . ルール作りのプロセス エネルギー分野に関わる政策やその他の方策の決定に、関係者が参加する機会を最大限にするため、米国政府は日本政府に対して、以下の提言をする。</p> <p>- D - 1 . すべてのパブリック・コメントの募集は、官報などを通じて発表する。</p> <p>- D - 2 . パブリック・コメントは最短でも30日、できる限り最長60日の募集期間とする。ただし、緊急の場合は2週間もありうる。</p>														
関係法令	なし	共管	なし												
制度の概要															
計画等における記載の状況	なし														
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </td> <td style="vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p>	<div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p>			(実施(予定)時期:)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p>	<div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p>														
(実施(予定)時期:)															
<p>(説明)</p> <p>(電力事業及びガス事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントについては、平成11年3月23日の閣議決定にて、募集に際しては、様々な公表方法を活用し、積極的に周知を図ることとされている。 ・電力及びガス分野に係る政策等の決定に当たっては、事案の性格や分量に応じて、ホームページや官報による募集など、最適な方法を選択している。現状においては、迅速な周知を図るため、ホームページによる募集という手段を採用していることが多い。 ・電力及びガス政策に関する政令、省令、告示その他の手段の実施に際しては、事案に応じて適切な期間のパブリックコメント募集期間を設けている。 ・平成14年4月末にガス市場整備基本問題研究会の報告書を取りまとめたが、それに対する意見の募集は、インターネット上でやっているところ。 															
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課、電力市場整備課、ガス市場整備課														

【様式】

【 経済産業省 】

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	米国
項目	送電インフラ設備の新規建設		
意見・要望等の内容	<p>電力インフラ設備の拡充は、既存設備への信頼性を高め、新規参入を促すために必要である。したがって、米国政府は、経済産業省に対して以下を提言する。</p> <p>-B-1. 送電設備の新規建設の必要性を必ずモニターすることとし、その必要性を決定するためのガイドラインを設定する。</p> <p>-B-2. こうしたガイドラインに基づき、経済産業省の管轄内で、電力サービス地域間の新規送電線の建設を促進するインセンティブを作り出す。</p>		
関係法令	電気事業法第29条	共管	なし
制度の概要	広域的運営の基礎となる電気の供給や電気工作物の設置及び運用についての計画（供給計画）の、一般電気事業者と卸電気事業者に対する作成及び届出義務と、これに関する経済産業大臣の変更勧告権、命令権について定めた規定。		
計画等における記載の状況	<p>【 9(3)イ 電気事業制度全体の見直し】</p> <p>以下の事項について、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場などを通じ検討・検証を行い、早急に結論を得る。</p> <p>(d) 送電線整備に関するルール</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
(説明)	<p>送電設備の新規建設の必要性については、一義的にはそれを建設する電力会社が判断すべきもの。電力会社により作成され、行政に提出される電力供給計画の中に含まれており、新しく発電所が建設され送電設備の新規建設が必要と電力会社が判断した場合には、供給計画の中に織り込まれることとなり、行政として把握している。</p>		
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力基盤整備課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	米国
項目	天然ガス分野		
意見・要望等の内容	<p>日本政府は、環境にもたらす恩恵とエネルギー保障上の恩恵という観点から、電力源としての天然ガスの割合を増加させる計画を発表している。経済産業省は、天然ガス供給の規制改革こそ、これらの恩恵に浴し、電力供給の規制改革の成功のために不可欠のものであることを承知している。最近の不安定な国際情勢を考えると、日本自身のエネルギー保障はガス輸送やLNGターミナルや時宜を得たインフラ設備拡充に当然関連する。従って米国政府は、日本がLNGターミナル施設やガス・パイプラインへの開かれた非差別的なアクセス、ガス輸送サービスに関する透明性の高い価格設定、そして需要の増加に応じて新たなパイプラインやターミナル施設を建設するためのインセンティブを促進することを提言する。さらに、日本がエネルギー源の多様化のために天然ガスの使用量を増やすという目標を達成し、それに伴う効率の向上と価格の低下という恩恵を受けることを確実にするため、米国政府は日本政府に対して、電気分野の規制改革と平行して、しかも電気分野の規制改革を妨害しないように、天然ガス分野の規制改革を確実に進めるための手段を講じることを提言する。</p> <p>- A . アクセスと透明性</p> <p>経済産業省によるガス分野での輸送価格設定やアクセスの公正さと透明性の向上努力は、電気分野ほど効果的であったとはいえない。従って、米国政府は、経済産業省が競争力のあるガスとLNG市場を推進するため、以下の措置を講じることを提言する。</p> <p>- A - 1 .</p> <p>競争関係にあるすべての供給者がパイプラインとLNGターミナルの価格と使用可能状況に関する情報に平等にアクセスできることを確実にする、さらなる措置を講じることで、ガス輸送事業をマーケティングやその他の事業から分離する。</p> <p>- A - 3 .</p> <p>ガス市場参加者すべてに対して、透明性のあるパイプラインやLNG設備の使用料金体系を提供する。</p> <p>- A - 4 .</p> <p>パイプライン・ネットワークやLNGターミナルの使用状況に関する情報を公開するためのガイドラインを設定し実施する。</p>		
関係法令 制度の概要	ガス事業法等	共管	なし
計画等における記載の状況	<p>【 9 (3)ウ 既存のガス供給インフラの第三者への開放】</p> <p>a 既存のパイプラインについて、大手都市ガス4事業者以外の都市ガス会社のパイプラインなど公共性の高いものについては、第三者利用を一層拡大する。</p> <p>b LNG基地についてもガス市場への新規参入を促進する観点から第三者利用を拡大するための措置について、最も実効性のある適切な方法を検討する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
(説明)	<p>経済産業省は2001年1月、競争的ガス供給者によるガス輸送サービスへの非差別的アクセスを確保することを目的として、大手一般ガス事業者がパイプライン網へのオープンアクセスについて公正で透明な条件を設定することを定めた規則及び託送料金の算定方法を規定した規則を制定した。大手一般ガス事業者は、これらの規則に基づいて、パイプラインへのアクセス条件や料金表を接続供給約款として公表しているところ。</p> <p>なお、2001年1月に設置されたガス市場整備基本問題研究会において、ガスパイプライン網へのオープンアクセスの拡大やLNGターミナルの利用のあり方について検討を行い、平成14年4月に中長期的なグランドデザインを取りまとめた。</p>		
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課		

【様式】

【 経済産業省 】

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	米国
項目	天然ガス分野		
意見・要望等の内容	- A - 2 . 2 0 0 1 年 1 月 に 経 済 産 業 省 設 立 し た ガ ス 市 場 の 自 由 化 プ ロ セ ス 評 価 の た め の 「 ガ ス 市 場 整 備 基 本 問 題 研 究 会 」 に 対 し 、 話 し 合 わ れ た 内 容 、 結 果 、 ガ ス 自 由 化 の た め の 提 言 を 含 む 最 新 の 研 究 結 果 を 、 2 0 0 1 年 度 末 ま で に 公 開 す る よ う 指 示 す る 。		
関係法令		共管	
制度の概要			
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明)	ガス市場整備基本問題研究会は原則、公開で開催しており、議事内容や配布資料はインターネット上で公表している。 また、同研究会取りまとめを行う場合には、その内容を公表する予定である。		
担当局課室等名	資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、電力・ガス事業部ガス市場整備課		

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	米国
項目	天然ガス分野		
意見・要望等の内容	<p>- B 輸送インフラ設備の新規建設 天然ガス利用の拡大という日本政府の目標を達成するため、米国政府は経済産業省に以下の提言をする。</p> <p>- B - 1 . 新規のパイプラインとLNG設備の建設の必要性決定に関するガイドラインを設定する。</p> <p>- B - 2 . これらのガイドラインに基づいて、経済産業省管轄の範囲内において、国内の主要なガス供給者のサービス地域間の新規パイプラインと、電力サービス地域間の新規LNG設備の建設を促進するインセンティブを作り出す。</p>		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要			
計画等における記載の状況	<p>【 9 (3)ウ ガス供給インフラの整備促進】</p> <p>a 新規パイプライン設置者については、供給区域の例外とし、新たなパイプラインが通過するいかなる地点（他の都市ガス会社の供給区域内であっても）においても分岐管を通じて原則として自由に自由化部門へのガス供給を行うことを認める。</p> <p>b 新規パイプライン設置者について、一定期間、例えば、使用料を高く設定することを容認するなどの、投資インセンティブを高めるための措置を講ずる。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>パイプラインやLNG基地等の天然ガス供給インフラの整備は、民間事業者がガス需要に基づいて、投資採算性を判断しつつ進めており、政府が具体的な設備の建設計画やその必要性を提示するものではないと認識。</p>		
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課		

【様式】

【 経済産業省 】

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	米国
項目	天然ガス分野		
意見・要望等の内容	<p>- C 競争力のあるガス供給者の新規参入</p> <p>電力・ガス供給者の日本市場への新規参入を確実にするためには輸送設備のインフラ拡充が必要である。新規のパイプライン、LNG設備のサイトに関する主要な規制要件リストが発表されたことを受け、米国政府は経済産業省に対し、2001年度末までに、このリストを使い、これらの要件と経済産業省の管轄範囲で施策の簡素化への可能性のアセスメントを行い公開することを提言する。</p>		
関係法令		共管	
制度の概要			
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>〔 措置済 措置予定 〕</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>主要な規制リストの公表は、今後のエネルギー市場の成長に応じて、民間事業者が自らの判断に基づいてインフラ投資を行う際に参考になる情報として整理されたものである。</p> <p>経済産業省の権限の範囲内の規制に関しては、導管やLNG基地の建設は、既存のガス事業者が行う場合には届出で行うことができ、ガス事業者以外が行う場合には届出も不要。</p>		
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課		

【様式】

【 経済産業省 】

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	米国政府	
項目	送電網へのアクセスと透明性			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電事業や小売サービス事業を送電その他のサービスから分離する ・ 透明性のある送電サービス料金体系の提供 ・ リアルタイムでネットワークの使用状況を公開するためのガイドラインを設定し実施する ・ ネットワークの使用状況を反映させるために、託送サービス設定条件に柔軟性を設ける ・ 会計の透明性を向上させるような方策を実施する 			
関係法令	電気事業法	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年3月より、大口需要家に対する電力の小売供給が自由化されている。 ・ 市場参加者は、既存の電力会社が保有する送電線網を利用。 ・ 経済産業省は、送電ネットワークの公平な利用に関するルールを整備・運用。 			
計画等における記載の状況	<p>【 9(3)イ 電気事業制度全体の見直し】</p> <p>以下の事項について、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場などを通じ検討・検証を行い、早急に結論を得る。</p> <p>(c) 現行の接続供給制度に関する条件改善</p> <p>(f) 送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保(発送電分離を含む)</p> <p>【 9(3)イ 託送制度の運用】</p> <p>経済産業省と公正取引委員会とが必要に応じて連携し、有効な競争が達成されるための個別の施策について検討する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施時期：平成12年3月)			
(説明)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の電気事業制度のあり方については、昨年11月より開催されている総合資源エネルギー調査会電気事業分科会にて検討が行われているところ。 			
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課、電力市場整備課			

【様式】

【経済産業省】

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	米国政府	
項目	競争力ある発電所の新規参入			
意見・要望等の内容	2002年度中に予定されている電源開発株式会社の売却と民営化に関しては、電力分野での競争を促進し、すべての市場参加者に電源開発株式会社の資産を購入する平等な機会が与えられるよう具体的な計画を策定し、期限を設ける。			
関係法令	電源開発促進法	共管	なし	
制度の概要	電源開発株式会社は、国の電源開発基本計画において会社が行うべきものと定められた地点における電源開発及び附帯する送電変電施設の整備事業等を実施する。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)	<p>電源開発株式会社の民営化の具体的な内容については、現在進められている我が国電気事業制度の見直しの検討の状況、内容等に留意しつつ更に検討していくこととなるが、同社の民営化は特殊法人改革の一環として行うものであり、資産売却を目的に行うものではない。もとより、競争促進は重要であるが、仮に競争促進の一環として考える場合でも、同社の資産を売却せずとも同社自体が有効な競争主体となることにより、我が国電力市場の競争を促進することが可能と考えられる。</p>			
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力ガス事業部政策課			

【様式】

【経済産業省】

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	(社)日本フランチャイズチェーン協会	
項目	店舗の運営に係る規制緩和について -電気・ガス料金の一層割引き要望-			
意見・要望等の内容	電気・ガス料金について、大口かつ安定的な使用を行うフランチャイズ企業に、より一層の料金引下げを要望いたします。			
関係法令	電気事業法第19条第3項、第4項 ガス事業法第17条等	共管	なし	
制度の概要	<p>(電気事業)</p> <p>現在、特別高圧で受電する需要家に対しては、電力の小売りが自由化されている。また、高圧以下の規制料金については、一般電気事業者が、「料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合」に料金その他の供給条件を変更することができ、経済産業大臣に届け出ることとなっている。</p> <p>(ガス事業)</p> <p>平成11年度の制度改正の際、年間契約数量100・以上の大口需要家に対して、ガスの小売りが自由化されている。また、ガス規制料金についても、料金引き下げなど需要家の利益を増進するような場合は、経済産業大臣に届け出ることとなっている。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
<p>(説明)</p> <p>(電気事業)</p> <p>より機動的に需要家へ効率化の成果を還元できるようにすることとともに、料金引き下げの時期やその幅等の判断において、一般電気事業者の経営の自主性を尊重し、その責任を明確化することが、事業者への経営効率化のインセンティブとなり、結果として、需要家にとっても、より低廉な料金や魅力的な供給条件を享受できることとなるとの観点から、平成12年3月に施行された改正電気事業法の下では、高圧以下の規制料金については、「料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合」は、一般電気事業者は経済産業大臣に届け出ることにより料金その他の供給条件を変更することができる。</p> <p>(ガス事業)</p> <p>ガス事業においては、大口供給の自由化の範囲拡大に伴う新規事業者のガス事業への参入により、事業全体における競争性が促進されているところ。</p> <p>また、規制料金については、ガス事業者の経営自主性を尊重し、その責任を明確化することが、事業者への経営効率化のインセンティブとなり、その結果、ガスの料金を引き下げる場合、その他のガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合は、経済産業大臣に届け出ることに変更可能となっている。</p>				
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課、電力市場整備課、ガス市場整備課			

【様式】

【 経済産業省 】

分野	エネルギー関係	意見・要望提出者	日本フランチャイズチェーン協会	
項目	電力供給規定の緩和について			
意見・要望等の内容	<p>・現在、電力供給規定で低圧電力は49kW以下との規制がありますが、あと数kW程度緩和することにより、自家用変電設備の設置がなくなりお客様のニーズに対応する什器の増設などを含め許容範囲が広がります。最大のメリットとして、電子レンジ増設等により、お弁当などの商品の温め時間の短縮が実現できるようになり、生活者の利便性の向上が出来るので緩和方お願いいたします。</p>			
関係法令	電気事業法第19条	共管	なし	
制度の概要	<p>平成12年10月実施の現行の電気供給約款は一般電気事業者が定め、「料金を引き下げる場合その他電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合」として経済産業大臣に届け出ている。 現行の電気供給約款には、低圧電力の「契約電力が原則として50kW未満である。」と規定している。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
(説明)	<p>・一般電気事業者の料金その他の供給条件を定めた電気供給約款は、事業者が定め、その変更の際には、経済産業大臣の認可を受け(料金を引き下げる場合等は届出による変更が可能)ることとなっている。</p> <p>・現行の電気供給約款において、低圧電力については、「低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であること。」と規定されている。</p> <p>・しかしながら、「ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、...お客様の電気の使用状態、電力会社の供給設備の状況等から電力会社が...適当と認めたときは、...契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用があります。この場合、電力会社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。」とも規定されており、現行でも、契約電力が50キロワットを超える需要家であっても、上記の条件を満たす場合には、低圧電力での契約が可能となっている。</p>			
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課			

【様式】

【 経 済 産 業 省 】

分 野	エネルギー関係	意見・要望提出者	日本ボイラー・圧力容器工業組合	
項 目	圧力差発電システムに関する規制緩和等について			
意見・要望等の内容	<p>発電用ボイラーと発電用以外のボイラーの法の適用に関しては、昭和40年7月1日付け40公局第566号により、発電の用に供される蒸気量と、それ以外の用に供される蒸気量が50%に達するか否かで、「電気事業法」と「労働安全衛生法」の適用の線引きがされている。基本的にプロセス等であって、発電以外に目的で設置されるボイラーで、付随的に発電を行うものについては、労働安全衛生法により手続き、検査を受ければよいということになるよう通達の見直しをお願いしたい。</p>			
関係法令	昭和40年7月1日付け40公局566号	共管	厚生労働省	
制度の概要	<p>現在、昭和40年7月1日付け40公局第566号により、工場等において汽力発電する場合のボイラーの所管に関しては、蒸気流量の5割以上が蒸気タービンに流入するものについて電気事業法対象のボイラーしている。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>〔 措置済 措置予定 〕</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕</p>	措置困難	その他
<p>(説明) 保安レベルの維持を条件として検討する。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

【様式】

【経済産業省】

分野	環境、エネルギー関係	意見・要望提出者	自動車工業会環境企画部会	
項目	クリーンエネルギー自動車普及事業の対象車両除外規定の見直し			
意見・要望等の内容	<p>クリーンエネルギー自動車普及事業においては、自動車検査証又は標識交付証明書を取得する車両を対象としており、小型特殊自動車（フォークリフト等）のうち、製造工場等での構内車両で標識を取得しない場合は、補助対象となっていない。</p> <p>製造工場等での構内使用車両へのクリーンエネルギー自動車の導入促進のため、標識交付条件の廃止をすべき。</p>			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>クリーンエネルギー自動車普及事業において、自動車検査証又は標識交付証明書を取得する車両を対象としており、小型特殊自動車（フォークリフト等）のうち、製造工場等での構内車両で標識を取得しない場合は、補助対象となっていない。</p>			
計画等における記載の状況	<p>規制緩和推進3カ年計画 横断的措置事項 2環境分野 (2)環境分野の重点事項 再生可能エネルギー等の導入促進において、太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入拡大を図るために、より効率的・効果的な支援策の検討等を行う。</p> <p>改革工程表 11.循環型経済社会 10月以降に措置 (1)14年4月までに措置 通常国会で措置 (A)14年度予算 (脱温暖化の社会づくり)において、低公害車、燃料電池、スーパーエコシップ等革新的な省エネ・新エネ技術の開発・普及や新エネルギー施設の整備への支援を行うとともに、モダリティシフトを促進する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	(実施(予定)時期：平成14年4月)			
(説明)	<p>1. 経済産業省資源エネルギー庁では、平成10年度から「クリーンエネルギー自動車普及事業」として、運輸分野における二酸化炭素、窒素酸化物等の有害物質の排出抑制、新エネルギー利用促進及び省エネルギーの推進を図るため、クリーンエネルギー自動車を導入する方や燃料等供給設備の設置等を行う方に対して、その導入に必要な費用の一部を補助している。</p> <p>2. しかしながら、当該補助事業の目的額の普及促進に限定されていることから、予算の制約もあり、公道を走行できる自動車検査証又は標識交付証明書を取得する車両のみを対象としており、標識を取得せず公道を走行できない車両の場合は、補助金の対象としていない。</p> <p>3. なお、平成14年度事業については効果的な普及を促進する観点から財務当局と調整を行った結果、補助対象車両の大幅見直し(対象の削減)が行われ、このため4月の公募から小型特殊自動車はそもそも対象外となったところ。</p>			
担当局課室等名	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課			